

障発0331第3号  
令和4年3月31日

各 

都道府県知事
市区町村長

 殿

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部長  
( 公 印 省 略 )

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準に係る完成用部品の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第25項及び第76条第2項に基づく、補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年9月29日 厚生労働省告示第528号）の別表の1の（1）のオ、（2）のオ、（3）のオ、（4）のオ及び2の（1）の完成用部品の名称、使用部品、価格等については、別に定めることとしているが、今般、同基準の一部改正に伴い、別添のとおり「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準に係る完成用部品」を定め、令和4年4月1日から適用することとしたので、御了知のうえ、貴管内関係機関等への周知徹底を図られたい。

なお、令和3年3月31日付け障発0331第15号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準に係る完成用部品の指定について」は本通知をもって廃止する。